

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考：

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第61条第2項において準用する第45条
処分の概要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問合せ先：
備考：

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第66条第2項において準用する第45条
処分の概要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問合せ先：
備考：

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：風俗営業等適正化法施行規則
根拠条項：第72条第2項において準用する第45条
処分の概要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問合せ先：
備考：

